

(別記様式第 1 号)

|        |         |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 5 年度 |
| 計画主体   | 大刀洗町    |

## 大刀洗町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大刀洗町役場 産業課  
所在地 福岡県三井郡大刀洗町大字富多 819 番地  
電話番号 0942-77-6201  
FAX番号 0942-77-3063  
メールアドレス [nosei@town.tachiarai.lg.jp](mailto:nosei@town.tachiarai.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |                 |
|------|-----------------|
| 対象鳥獣 | カラス、ドバト、ヒヨドリ、カモ |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度     |
| 対象地域 | 福岡県三井郡大刀洗町      |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |               |
|-------|-------|---------------|
|       | 品目    | 被害数値          |
| カラス   | 麦類    | 0.8ha 858千円   |
| ドバト   | 豆類    | 0.6ha 358千円   |
| ヒヨドリ  | 野菜類   | 0.0ha 0千円     |
| カモ    | 野菜類   | 2.1ha 4,255千円 |

(2) 被害の傾向

- カラス  
麦の播種後の被害が多く、被害報告件数も多かった。
- ドバト  
豆類の被害報告や、集落内での糞害報告があり、農作物への被害拡大が予測される。
- ヒヨドリ  
ブロッコリー等の定植後の野菜への被害が多い。
- カモ  
農作物への被害が多数報告されている。特に定植後または収穫直前の野菜への被害が多い。

(3) 被害の軽減目標

| 指標   | 現状値（令和4年度）    | 目標値（令和8年度）    |
|------|---------------|---------------|
| カラス  | 0.8ha 858千円   | 0.5ha 510千円   |
| ドバト  | 0.6ha 358千円   | 0.4ha 240千円   |
| ヒヨドリ | 0.0ha 0千円     | 0.0ha 0千円     |
| カモ   | 2.1ha 4,255千円 | 1.0ha 2,000千円 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策             | 課題  |
|---------------|---------------------------|---|
| 捕獲等に関する取組     | 町内の猟友会（駆除隊員）に委託し、捕獲対策を実施。 | 有害鳥獣の駆除に対して、駆除隊員の人員不足や隊員の高齢化もあり、組織としての活動能力の強化が課題。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 農業者個人による不織布の設置等のよびかけ。     | 防鳥ネット等の資材購入・設置に対する農業者への負担が大きい。                    |

(5) 今後の取組方針

猟銃による捕獲で有害鳥獣の個体数が減っているが、鳥獣による被害報告は増加傾向に転じた。今後も捕獲を行い、被害の増加を防ぐ。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農作物が被害を受ける時期を考慮した年間捕獲計画を作成し、駆除班に依頼してカラスやヒヨドリ、ドバト、カモを捕獲する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣                     | 取組内容   |
|----|--------------------------|--|
| 6  | カラス<br>ドバト<br>ヒヨドリ<br>カモ | 鳥類については銃器等による捕獲を実施する外、狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。 |
| 7  | カラス<br>ドバト<br>ヒヨドリ<br>カモ | 鳥類については銃器等による捕獲を実施する外、狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。 |
| 8  | カラス<br>ドバト<br>ヒヨドリ<br>カモ | 鳥類については銃器等による捕獲を実施する外、狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方  |  |
|--|--|
| 捕獲計画数は福岡県が策定した「第12次鳥獣保護管理事業計画」及び近年の捕獲実績に基づき被害軽減目標を達成するために適切な捕獲計画数の設定を行う。 |  |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 |     |     |
|------|--------|-----|-----|
|      | 6年度    | 7年度 | 8年度 |
| カラス  | 80羽    | 80羽 | 80羽 |
| ドバト  | 80羽    | 80羽 | 80羽 |
| ヒヨドリ | 80羽    | 80羽 | 80羽 |
| カモ   | 80羽    | 80羽 | 80羽 |

| 捕獲等の取組内容                            |
|-------------------------------------|
| 農作物の被害発生状況に応じて被害箇所を中心に銃器による捕獲を実施する。 |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
|                             |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
|      |      |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 |    |    |
|------|------|----|----|
|      | 年度   | 年度 | 年度 |
|      |      |    |    |

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度  | 対象鳥獣                     | 取組内容                        |
|-----|--------------------------|-----------------------------|
| 6年度 | ヒヨドリ<br>ドバト<br>カラス<br>カモ | 広報誌等による情報提供、野菜における収穫残渣のすきこみ |
| 7年度 | ヒヨドリ<br>ドバト<br>カラス<br>カモ | 広報誌等による情報提供、野菜における収穫残渣のすきこみ |
| 8年度 | ヒヨドリ<br>ドバト<br>カラス<br>カモ | 広報誌等による情報提供、野菜における収穫残渣のすきこみ |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称             | 役割                   |
|----------------------|----------------------|
| みい農業協同組合             | 鳥獣被害調査に関する情報提供等      |
| 小郡市三井郡連合猟友会(大刀洗町駆除班) | 有害鳥獣捕獲の実施等           |
| 久留米普及指導センター          | 被害防止に関する助言・指導等       |
| 大刀洗町産業課              | 関係機関の連絡調整及び被害実態調査等   |
| 福岡県朝倉農林事務所           | 補助事業や鳥獣被害特措法に係る助言・指導 |
| 福岡県北筑後保健福祉環境事務所      | 捕獲等に対する助言・指導等        |
| 小郡警察署                | 周辺の安全確保等             |

(2) 緊急時の連絡体制

(別紙) 緊急時の各関係機関等の連絡体制フロー図に記載

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○カラス、ドバト、ヒヨドリ、カモ  
委託した適切な処理施設での焼却

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

なし

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称               | 大刀洗町鳥獣害防止対策協議会     |
|----------------------|--------------------|
| 構成機関の名称              | 役割                 |
| 小郡市三井郡連合猟友会(大刀洗町駆除班) | 協議会の運営に係る意見、決定を行う。 |
| 農業委員会                | 協議会の運営に係る意見、決定を行う。 |
| 鳥獣保護管理員              | 協議会の運営に係る意見、決定を行う。 |
| 集落営農組織代表者            | 協議会の運営に係る意見、決定を行う。 |
| みい農業協同組合             | 協議会の運営に係る意見、決定を行う。 |
| 大刀洗町役場産業課            | 協議会の運営に係る意見、決定を行う。 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称         | 役割                   |
|-----------------|----------------------|
| 久留米普及指導センター     | 被害防止に関する助言・指導        |
| 福岡県朝倉農林事務所      | 補助事業や鳥獣被害特措法に係る助言・指導 |
| 福岡県北筑後保健福祉環境事務所 | 捕獲等に対する助言・指導         |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和6年度以降に設置予定。構成員は4名を予定。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

無し

9. その他被害防止施策の実施に関して必要な事項

銃器による有害鳥獣の駆除実施にあたり、事故等の無いよう地域住民への周知の徹底をはかる。

